

不妊に悩んでいる方を 応援します！

県内
唯一

不妊治療の費用を『全額助成』

妻が42歳までに
開始した治療なら
何度でも
助成

先進医療分
(保険適用外)
も助成



▲詳細はHPを
ご確認ください

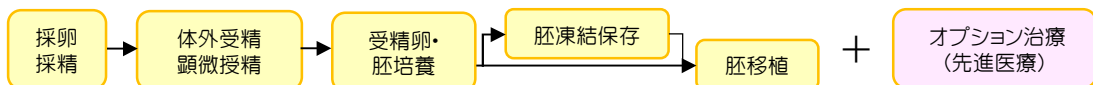
〈対象となる治療〉

体外受精
顕微授精
男性不妊治療

〈対象となる方〉

- ・治療期間及び申請日に市内に居住している夫婦
(事実婚を含む)
- ・市税の滞納がない
- ・治療開始日の妻の年齢が42歳まで対象

〈対象となる範囲〉



- 医師の治療計画に基づいた治療であること。
- 採卵準備のための「薬品投与」の開始から、「妊娠の確認」などに至るまでの一連の過程。
(ただし、入院室料、食事代、文書代、処方箋によらない薬などは除く)

申請 方法

治療終了後、次の書類を健康推進課へ提出してください。

- ☐ ①不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ☐ ②不妊治療医療機関証明書（治療終了後、医療機関に作成を依頼）
- ☐ ③医療機関発行の領収書・明細書のコピー
- ☐ ④限度額適用認定書または、マイナ保険証
- ☐ ⑤申請する方の金融機関の口座情報がわかるもの（初回申請の方）
- ☐ ⑥滞納のない証明書（申請日の前年の1月1日に市外に住所があった方のみ）

*①、②は市ホームページからダウンロードいただくか、健康推進課窓口でお渡しできます。
*書類の提出から約1か月を目安に指定の口座へお支払いします。
*高額療養費や付加給付金が支給される場合は、それらの支給額を除いた金額を助成します。

申請 期限

治療が終了した
年度内に申請し
てください。

※申請期限までに提出が難しい場合は、
必ず健康推進課へご連絡ください。

